

# 公益財団法人日本青少年文化センター 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本青少年文化センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国における青少年文化活動および青少年を対象とする文芸・音楽・演劇・伝統芸能等の創作活動を助成し、あわせて芸術鑑賞の機会均等を図り、以て人間教育の向上と芸術文化の普及・振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 久留島武彦文化賞の贈呈
  2. 巖谷小波文芸賞の贈呈
  3. 青少年のための芸術鑑賞会の全国開催
  4. 文化講演会および芸術文化催事への講師・出演者の派遣
  5. 国際文化交流事業の開催
  6. その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定

めたものとする。

3 その他の財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において決議に加わることのできる理事の3分の2以上の決議を経た上で、評議員会において決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の承認を得なければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会及び定時評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第10条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において決議に加わることのできる理事の3分の2以上の

決議を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第9条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1をこえないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一つにする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員

を除く。)である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は、認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人と親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1人及びその親族その他の特殊の関係にある者の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他の特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(権限)

第14条 評議員は、評議員会を構成し、この定款に定める事項の決議に参画するほか、法令の定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める規定による。

## 第5章 評議員会

### (構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

### (権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 長期借入金
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

### (決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 長期借入金
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認

- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
  - 4 前各項の規定にかかわらず、法人法第194条第1項の要件を満たしたときには、評議員会の決議があったものとみなす。
  - 5 法人法第195条の要件を満たしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、この理事長をもって法人法上の代表理事とする。
  - 3 理事長を除く理事のうち1名を専務理事とすることができるものとし、この専務理事は法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
  - 4 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係にある者を含む）及び評議員（その親族その他特殊の関係にある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定等に参画する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

4 理事長、専務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を防げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を防げない。

3 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤する役員はこの限りでない。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める規定による。

(会長及び副会長、相談役)

第30条 この法人に、会長1名及び副会長、相談役を若干名おくことがある。

- 2 会長及び副会長、相談役は、理事会において決議する。
- 3 会長及び副会長、相談役は、名誉職とする。
- 4 会長及び副会長、相談役は、無償とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長がやむを得ない事由により招集できないとき又は理事長が欠けたときは、専務理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長がやむを得ない事由により出席できないとき又は理事長が欠けたときは、専務理事が議長の職務を代行する。

(決議及び決議の省略)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。



(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(株式の保有)

第37条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(理事現在数)の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

## 第8章 委員会

(選考委員会)

第38条 この法人には、第4条に掲げる賞の受賞者及び受賞団体を選考するため、それぞれ数名の有識者から成る選考委員会を置く。

2 選考委員会の運営に関しては別に定めるところによる。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、法人法第202条に規定する事由又はその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会

の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散により清算する場合において有する財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長は理事会の承認を得て、理事長が任免する。

3 事務局に関する必要な事項は、理事会の議決を得て、別に定める。

## 第11章 公告

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	秋岡家榮	泉 邦夫	衛藤征士郎	小原和夫	倉垣光孝
	田村民雄	長谷川澄雄	眞理ヨシコ	安田敬一	
監事	小西彦衛	宮本昭太			
4. この法人の最初の代表理事は衛藤征士郎、業務執行理事は田村民雄とする。
5. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

明石散人	飯島志欣	岩城晴貞	小野康憲	小池雅代
小林一喜	佐藤公輝	田原博史	土門康男	堀本武功

## 令和4年度事業報告書

自 令和4年4月 1日  
至 令和5年3月31日

### 1. 第60回久留島武彦文化賞の贈呈

選考委員＝衛藤征士郎、小森美巳、結城昌子、若井田正文  
個人賞＝藤巻愛子(山梨むかしがたりの会代表)  
〈賞状、賞牌、副賞10万円〉

12月14日、財団ホームページで受賞者の公式発表を行った。

### 2. 第43回巖谷小波文芸賞の贈呈

選考委員＝巖谷國士、さくまゆみこ、野上暁、百々佑利子  
受賞＝岡田淳  
〈賞状、賞牌、副賞50万円〉

12月14日、財団ホームページで受賞者の公式発表を行った。

### 3. 青少年のための芸術鑑賞会の企画開催

#### ①青少年劇場巡回公演

開催期間＝令和4年5月30日～令和4年11月21日

開催回数＝86回（R3=78回、R2=57回、R元=94回）

開催中止＝宮城県南三陸町公演 1回

開催地域＝岩手、宮城、栃木、静岡、鳥取、佐賀、長崎、鹿児島

鑑賞者数＝19,563名

主な出演者・団体

〈音楽〉上原潤之助、エミィ・ドロキ・シュワルツ、小山慶宗、クリストファー・ハーディ、  
小瀧俊治、ジョン・海山・ネプチューン、土山如之、鳥羽亜矢子、直居隆雄、長田伸一  
郎、福原左和子、古館由佳子、三好のぶちか、米津真浩

〈児童劇〉長谷由子、狭間鉄、紫竹芳之、小野越郎

〈パントマイム〉はせがわ天晴、坪内晋司、富安美沙子

〈伝統芸能〉大蔵流狂言山本会、桂宮治、桂そうば、桂米多朗、林家楽一、柳家三助、  
柳家禽太夫

#### ②青少年劇場小公演

開催期間＝令和4年5月30日～令和5年2月3日

開催回数＝86回（R3=59回、R2=73回、R元=146回）

開催地域＝北海道、宮城、秋田、新潟、富山、奈良、和歌山、鳥取、山口、大分

鑑賞者数=10,451名

主な出演者

<音楽>上原潤之助、エミィ・トドロキ・シュワルツ、鍵富弦太郎、神田将、小瀧俊治、境信博、永田平八、中村均一、西上和子、新田昌弘、古館由佳子、山田明美、吉澤実、米津真浩、若山健太

<伝統芸能>柳家禽太夫

### ③「ふれあいコンサート」公演

開催期間=令和4年11月27日～令和5年2月11日

開催回数=6回（R3=6回、R2=11回、R元=13回）

開催地域=岩手、東京、神奈川

参加人数=1,278名

出演者

プリヴェット・トリオ[工藤和真(テノール)、ヴィタリ・ユシュマノフ(バリトン)、河野紘子(ピアノ)]  
カルテット・むーちよ[福田俊一郎(ヴァイオリン)、城戸かれん(ヴァイオリン)、戸原直(ヴィオラ)、香月麗(チェロ)]

奏トリオ[小川響子(ヴァイオリン)、伊東裕(チェロ)、秋元孝介(ピアノ)]

協賛=東レ(株)、三井E&Sホールディングス(株)

## 4. 青少年のための芸術体験ワークショップの開催

### ①青少年邦楽教育プログラム「和楽器体験ワークショップ」の企画開催

開催日・学校=令和5年2月7日・目黒区立菅刈小学校／2月9日・目黒区立上目黒小学校  
／2月10日・目黒区立駒場小学校／2月14日・目黒区立緑ヶ丘小学校／2月15日・目黒区立田道小学校  
／2月16日・目黒区立中目黒小学校／2月21日・目黒区立宮前小学校

開催回数=7回

参加者数=445名

出演・講師=稲田康(監修、司会)、オーケストラアジア ジャパンの演奏家

## 5. 文化・芸術行事への講師・出演者の派遣

開催期間=令和4年6月10日～令和5年3月21日

開催回数=16回（R3=22回、R2=7回、R元=14回）

開催地域=北海道、宮城、栃木、兵庫

主な出演者・団体

小瀧俊治、TAP DO!、坪内晋司、はせがわ天晴、ぼっこの会[にいくら近子、松本健]、万作の会、毛利衛、米津真浩

## 令和4年度事業報告の附属明細書

令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書に記載する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和5年5月

公益財団法人日本青少年文化センター

## 公益財団法人日本青少年文化センター役員・評議員に関する事項

令和3年3月31日現在

役名、氏名（50音順）

### 会長代行・理事長

衛 藤 征士郎 衆議院議員、(一財)全日本大学サッカー連盟会長

### 副会長

田 原 豊 道 日本ヨーガ学会会長

### 専務理事

田 村 民 雄 日本・ロシア協会評議員

### 理事

秋 岡 榮 子 イーアンドシーブリッジズ代表取締役

倉 垣 光 孝 (株)浪漫堂相談役

田 原 博 史 (株)リメディア代表取締役社長

長谷川 澄 雄 ヤマト(株)代表取締役会長

眞 理 ヨシコ 声楽家、東洋英和女学院大学名誉教授

### 監事

木 村 邦 博 元有限会社きりん社代表取締役

### 評議員

明 石 散 人 作家

小 池 雅 代 NPO法人国連クラシックライブ協会理事長

小 林 一 喜 元東映アニメーション(株)参与

佐 藤 公 輝 弁護士

柴 崎 敏 男 NPO法人国際社会貢献センター

土 門 康 男 前(株)講談社エディトリアル代表取締役社長

堀 本 武 功 国際政治学者

貸借対照表  
令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現 金	91,150	92,721	-1,571
預 金	30,447,113	30,066,910	380,203
未 収 金	350,000	964,480	-614,480
流動資産合計	30,888,263	31,124,111	-235,848
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
その他の固定資産			
保証金敷金	2,120,000	2,120,000	0
電話加入権	504,000	504,000	0
その他の固定資産合計	2,624,000	2,624,000	0
固定資産合計	12,624,000	12,624,000	0
資 産 合 計	43,512,263	43,748,111	-235,848
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
未 払 金	434,576	348,010	86,566
前 受 金	50,000	60,000	-10,000
預 り 金	219,709	0	219,709
短期借入金	10,000,000	10,000,000	0
未払消費税等	733,800	1,307,500	-573,700
未払法人税等	142,000	172,000	-30,000
流動負債合計	11,580,085	11,887,510	-307,425
負 債 合 計	11,580,085	11,887,510	-307,425
<b>III 正味財産の部</b>			
一般正味財産	31,932,178	31,860,601	71,577
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
負債及び正味財産合計	43,512,263	43,748,111	-235,848



# 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	248	247	1
事業収益			
事業収益	8,136,750	9,459,770	-1,323,020
受取補助金等			
受取民間助成金	4,400,000	11,000,000	-6,600,000
受取負担金			
受取負担金	47,057,950	40,592,240	6,465,710
受取寄付金	480,000	2,510,000	-2,030,000
雑収益			
受取利息	353	331	22
雑収益	0	11,000	-11,000
経常収益計	60,075,301	63,573,588	-3,498,287
(2) 経常費用			
事業費	(57,791,409)	(54,879,571)	(2,911,838)
給料手当	13,966,841	14,322,394	-355,553
退職給付費用	582,500	704,200	-121,700
福利厚生費	2,286,278	2,152,471	133,807
交通費	999,726	751,612	248,114
消耗品費	559,720	312,310	247,410
支払手数料	63,290	68,059	-4,769
光熱水料費	141,496	129,078	12,418
賃借料	2,426,582	2,535,307	-108,725
リース料	395,100	369,440	25,660
保険料	0	71,460	-71,460
租税公課	1,824,806	2,100,176	-275,370
出演料	15,807,400	13,062,300	2,745,100
文芸費	1,855,000	3,994,115	-2,139,115
会場費	343,065	331,735	11,330
舞台費	591,020	392,672	198,348
運搬費	1,723,811	1,133,555	590,256
諸謝金	623,672	0	623,672
旅費	10,514,937	10,594,991	-80,054
通信費	852,809	538,944	313,865
広告宣伝費	893,592	873,942	19,650
印刷製本費	82,130	70,020	12,110
研修費	15,500	0	15,500
会議費	98,391	4,750	93,641
賞金賞牌	745,484	0	745,484
支払利息	309,951	306,041	3,910
雑費	88,308	59,999	28,309

科 目	当年度	前年度	増減
管理費	(2,112,315)	(4,048,520)	(-1,936,205)
給料手当	321,941	1,353,165	-1,031,224
退職給付費用	15,500	61,800	-46,300
福利厚生費	53,654	219,386	-165,732
交通費	226,948	258,845	-31,897
会議費	38,478	74,431	-35,953
通信費	26,375	28,366	-1,991
消耗品費	17,311	16,438	873
支払手数料	113,940	186,898	-72,958
光熱水料費	4,226	18,103	-13,877
賃借料	72,706	278,863	-206,157
リース料	12,220	19,444	-7,224
諸謝金	836,000	836,000	0
諸会費	168,400	288,676	-120,276
租税公課	66,894	143,924	-77,030
支払利息	9,586	16,107	-6,521
研修費	16,000	32,000	-16,000
雑費	112,136	216,074	-103,938
経常費用計	59,903,724	58,928,091	975,633
当期経常増減額	171,577	4,645,497	-4,473,920
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	171,577	4,645,497	-4,473,920
法人住民事業税	100,000	150,000	-50,000
当期一般正味財産増減額	71,577	4,495,497	-4,423,920
一般正味財産期首残高	31,860,601	27,365,104	4,495,497
一般正味財産期末残高	31,932,178	31,860,601	71,577
Ⅱ 正味財産期末残高	31,932,178	31,860,601	71,577

正味財産増減計算書内訳表

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益				
基本財産受取利息			248	248
事業収益				
事業収益	6,676,750	1,460,000		8,136,750
受取補助金等				
受取民間助成金	2,204,400	0	2,195,600	4,400,000
受取負担金				
受取負担金	47,057,950	0		47,057,950
受取寄付金	480,000	0		480,000
雑収益				
受取利息	0	0	353	353
経常収益計	56,419,100	1,460,000	2,196,201	60,075,301
(2) 経常費用				
事業費	(56,525,530)	(1,265,879)		(57,791,409)
給料手当	13,823,954	142,887	0	13,966,841
退職給付費用	576,520	5,980	0	582,500
福利厚生費	2,262,879	23,399	0	2,286,278
交通費	990,388	9,338	0	999,726
消耗品費	553,950	5,770	0	559,720
支払手数料	62,410	880	0	63,290
光熱水料費	140,039	1,457	0	141,496
賃借料	2,403,416	23,166	0	2,426,582
リース料	391,027	4,073	0	395,100
租税公課	1,780,323	44,483	0	1,824,806
出演料	15,107,400	700,000	0	15,807,400
文芸費	1,855,000	0	0	1,855,000
会場費	343,065	0	0	343,065
舞台費	591,020	0	0	591,020
運搬費	1,723,811	0	0	1,723,811
諸謝金	623,672	0	0	623,672
旅費	10,222,478	292,459	0	10,514,937
通信費	844,017	8,792	0	852,809
広告宣伝費	893,592	0	0	893,592
印刷製本費	82,130	0	0	82,130
研修費	15,500	0	0	15,500
会議費	98,391	0	0	98,391
賞金賞牌	745,484	0	0	745,484
支払利息	306,756	3,195	0	309,951
雑費	88,308	0	0	88,308

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計
管理費			(2,112,315)	(2,112,315)
給料手当	0	0	321,941	321,941
退職給付費用	0	0	15,500	15,500
福利厚生費	0	0	53,654	53,654
交通費	0	0	226,948	226,948
会議費	0	0	38,478	38,478
通信費	0	0	26,375	26,375
消耗品費	0	0	17,311	17,311
支払手数料	0	0	113,940	113,940
光熱水料費	0	0	4,226	4,226
賃借料	0	0	72,706	72,706
リース料	0	0	12,220	12,220
諸謝金	0	0	836,000	836,000
諸会費	0	0	168,400	168,400
租税公課	0	0	66,894	66,894
支払利息	0	0	9,586	9,586
研修費	0	0	16,000	16,000
雑費	0	0	112,136	112,136
経常費用計	56,525,530	1,265,879	2,112,315	59,903,724
当期経常増減額	-106,430	194,121	83,886	171,577
他会計振替額	73,926	-73,926	0	0
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	-32,504	120,195	83,886	171,577
法人住民事業税	0	100,000	0	100,000
当期一般正味財産増減額	-32,504	20,195	83,886	71,577
一般正味財産期首残高	—	—	—	31,860,601
一般正味財産期末残高	—	—	—	31,932,178
Ⅱ 正味財産期末残高	—	—	—	31,932,178

財 産 目 録  
令和5年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的	金額	
(流動資産)	現金		運転資金として	91,150	
	普通預金	三井住友信託銀行芝営業部	運転資金として	11,522	
		三菱UFJ銀行神保町支店	運転資金として	1,599,559	
		みずほ銀行九段支店	運転資金として	2,580,342	
		三井住友銀行神田支店	運転資金として	5,200,975	
		三井住友銀行神田支店	運転資金として	7,025,285	
		三井住友銀行神田支店	運転資金として	2,004,233	
		りそな銀行神田支店	運転資金として	1,344,087	
		ゆうちょ銀行	運転資金として	325,104	
	定期預金	三井住友信託銀行芝営業部	運転資金として	10,000,000	
	振替貯金	ゆうちょ銀行	運転資金として	356,006	
未収金		別海町	350,000		
流動資産合計			30,888,263		
(固定資産)	基本財産	定期預金	三井住友銀行神田支店	管理目的保有財産であり運用益を管理目的の財源として使用している	10,000,000
	その他の固定資産	敷金	三恵殖産(株)	短期借入金1千万円の担保にしている	1,320,000
		保証金	(株)JTB首都圏	共用財産として使用する財産	800,000
		電話加入権	03-3295-6141他6回線	公益目的事業、収益事業を遂行するための財産	504,000
固定資産合計			12,624,000		
資産合計			43,512,263		
(流動負債)	未払金		3月分諸経費	434,576	
	前受金		「青少年劇場を応援する会」会費	50,000	
	預り金		地方税等	219,709	
	短期借入金		三井住友銀行神田支店	10,000,000	
	未払消費税等		消費税等	733,800	
	未払法人税等		法人税等	142,000	
流動負債合計			11,580,085		
負債合計			11,580,085		
正味財産			31,932,178		

貸借対照表  
令和4年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現 金	92,721	72,525	20,196
預 金	30,066,910	25,288,672	4,778,238
未 収 金	964,480	826,000	138,480
流動資産合計	31,124,111	26,187,197	4,936,914
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
その他の固定資産			
保証金敷金	2,120,000	2,120,000	0
電話加入権	504,000	504,000	0
その他の固定資産合計	2,624,000	2,624,000	0
固定資産合計	12,624,000	12,624,000	0
資 産 合 計	43,748,111	38,811,197	4,936,914
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
未 払 金	348,010	466,193	-118,183
前 受 金	60,000	60,000	0
短期借入金	10,000,000	10,000,000	0
未払消費税等	1,307,500	801,800	505,700
未払法人税等	172,000	118,100	53,900
流動負債合計	11,887,510	11,446,093	441,417
負 債 合 計	11,887,510	11,446,093	441,417
<b>III 正味財産の部</b>			
一般正味財産	31,860,601	27,365,104	4,495,497
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
負債及び正味財産合計	43,748,111	38,811,197	4,936,914

貸借対照表  
令和3年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金	72,525	958	71,567
預 金	25,288,672	21,059,922	4,228,750
未 収 金	826,000	470,000	356,000
前 払 金	0	40,960	-40,960
仮 払 金	0	9,000	-9,000
流動資産合計	26,187,197	21,580,840	4,606,357
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
その他の固定資産			
保証金敷金	2,120,000	2,120,000	0
電話加入権	504,000	504,000	0
その他の固定資産合計	2,624,000	2,624,000	0
固定資産合計	12,624,000	12,624,000	0
資 産 合 計	38,811,197	34,204,840	4,606,357
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
未 払 金	466,193	606,313	-140,120
前 受 金	60,000	40,000	20,000
預 り 金	0	165,092	-165,092
短期借入金	10,000,000	0	10,000,000
未払消費税等	801,800	1,404,300	-602,500
未払法人税等	118,100	172,500	-54,400
流動負債合計	11,446,093	2,388,205	9,057,888
負 債 合 計	11,446,093	2,388,205	9,057,888
<b>III 正味財産の部</b>			
一般正味財産	27,365,104	31,816,635	-4,451,531
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
負債及び正味財産合計	38,811,197	34,204,840	4,606,357

貸借対照表  
令和2年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>			
現金	958	3,027	-2,069
預 金	21,059,922	12,426,849	8,633,073
未 収 金	470,000	2,567,044	-2,097,044
前 払 金	40,960	37,470	3,490
仮 払 金	9,000	0	9,000
流動資産合計	21,580,840	15,034,390	6,546,450
<b>2 固定資産</b>			
<b>基本財産</b>			
定期預金	10,000,000	20,000,000	-10,000,000
基本財産合計	10,000,000	20,000,000	-10,000,000
<b>その他の固定資産</b>			
保証金敷金	2,120,000	2,120,000	0
電話加入権	504,000	504,000	0
その他の固定資産合計	2,624,000	2,624,000	0
固定資産合計	12,624,000	22,624,000	-10,000,000
資 産 合 計	34,204,840	37,658,390	-3,453,550
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
未 払 金	606,313	1,411,308	-804,995
前 受 金	40,000	3,050,000	-3,010,000
預 り 金	165,092	185,335	-20,243
未払消費税等	1,404,300	1,139,500	264,800
未払法人税等	172,500	99,900	72,600
流動負債合計	2,388,205	5,886,043	-3,497,838
負 債 合 計	2,388,205	5,886,043	-3,497,838
<b>III 正味財産の部</b>			
一般正味財産	31,816,635	31,772,347	44,288
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(20,000,000)	(10,000,000)
負債及び正味財産合計	34,204,840	37,658,390	-3,453,550



貸借対照表  
平成31年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金	3,027	1,279	1,748
預 金	12,426,849	19,071,805	-6,644,956
未 収 金	2,567,044	0	2,567,044
前 払 金	37,470	0	37,470
立 替 金	0	733,500	-733,500
流動資産合計	15,034,390	19,806,584	-4,772,194
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	20,000,000	20,000,000	0
基本財産合計	20,000,000	20,000,000	0
その他の固定資産			
保証金敷金	2,120,000	2,120,000	0
電話加入権	504,000	504,000	0
その他の固定資産合計	2,624,000	2,624,000	0
固定資産合計	22,624,000	22,624,000	0
資 産 合 計	37,658,390	42,430,584	-4,772,194
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
未 払 金	1,411,308	2,066,485	-655,177
前 受 金	3,050,000	3,010,000	40,000
預 り 金	185,335	173,559	11,776
未払消費税等	1,139,500	329,200	810,300
未払法人税等	99,900	87,500	12,400
流動負債合計	5,886,043	5,666,744	219,299
負 債 合 計	5,886,043	5,666,744	219,299
<b>III 正味財産の部</b>			
一般正味財産	31,772,347	36,763,840	-4,991,493
(うち基本財産への充当額)	(20,000,000)	(20,000,000)	(0)
負債及び正味財産合計	37,658,390	42,430,584	-4,772,194